

令和7年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和7年9月2日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第45号 竜王町名誉町民条例
- 日程第 4 議第46号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第47号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第48号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第49号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第50号 竜王町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第51号 竜王町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第52号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第53号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例
- 日程第12 議第54号 竜王町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第55号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第56号 令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第15 議第57号 令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第16 議第58号 令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第59号 令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第60号 令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 議第61号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議第62号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議第63号 令和6年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第22 議第64号 令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第23 議第65号 令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 日程第24 議第66号 令和6年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第25 議第67号 令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 議第68号 令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第27 報第5号 令和6年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第28 報第6号 令和6年度竜王町資金不足比率について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	中村 匡希	2番	三宅 政仁
3番	若井 政彦	4番	大橋 裕子
5番	鎌田 勝治	6番	橋 せつ子
7番	澤田 満夫	8番	磯部 俊男
9番	内山 英作	10番	森島 芳男
11番	山田 義明	12番	小西 久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

11番	山田 義明	1番	中村 匡希
-----	-------	----	-------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
代表監査委員	松浦 博	監査委員	内山 英作
副町長	杼木 栄司	総務主監	関司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	森 徳男
会計管理者	寺本 育美	総務課長	町田 啓司
未来創造課長	岩田 宏之	中心核整備課長	織田 政則
税務課長	奥 敏和	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	白井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長	野村 博嗣	自立支援課長	小森久美子
農業振興課長	中島 孝之	商工観光課長	西村 忠晃
建設計画課長	中西 政也	上下水道課長	越智 裕彰
教育次長	森岡 道友	教育総務課長	沖 宏賢
学校教育課長	山中 博嗣	生涯学習課長	山中 知樹

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺嶋 要	書 記	後藤麻理奈
--------	------	-----	-------

開会 午後1時00分

**○議長（小西久次）** 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和7年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和7年竜王町議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今年の夏も全国的に記録的な猛暑が続き、滋賀県内においても、35度を超える日が連日観測されるなど、熱中症のリスクが非常に高い状況が続いております。また、これからは、台風の接近や局地的な大雨の発生が予想されており、本町としましては、町民の皆様の安全を最優先に、事前の備えや情報発信の強化に努めてまいります。

このような中、8月6日及び10日には、第六次竜王町総合計画後期基本計画の策定に向けた「まちづくり住民懇談会」を開催し、町民の皆様から、今後のまちづくりに向けた貴重な御意見をいただくことができました。

また、8月25日には、「竜王町町制施行70周年記念事業」として、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会が開催されまして、早朝にもかかわらず、多くの町民の皆様にご参加いただきました。参加者の皆様の元気な掛け声とともに、町の節目を皆で祝う、大変意義深く、明るい行事となりました。準備・運営に御尽力いただきました関係者の皆様に、心より感謝を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、条例の新規制定及び一部改正、補正予算、令和6年度各会計決算の認定など、重要な案件を御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、11番 山田義明議員、1番中村匡希議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第45号 竜王町名誉町民条例

日程第 4 議第46号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第47号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第48号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議第49号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議第50号 竜王町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議第51号 竜王町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 0 議第 5 2 号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議第 5 3 号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例
- 日程第 1 2 議第 5 4 号 竜王町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議第 5 5 号 令和 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議第 5 6 号 令和 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議第 5 7 号 令和 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議第 5 8 号 令和 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議第 5 9 号 令和 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（小西久次） 日程第 3 議第 4 5 号、竜王町名誉町民条例から日程第 1 7 議第 5 9 号、令和 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 1 5 議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第 4 5 号から議第 5 9 号までの各議案について、提案理由を申し上げます。

議第 4 5 号、竜王町名誉町民条例につきましては、竜王町民または竜王町に縁故の深い者であって、社会の発展に卓越した功績があり、広く町民が町の誇りとして敬愛する者に対し、竜王町名誉町民の称号を授与するとともに、これを顕彰し、もって町民の竜王町に対する愛着と誇りの高揚に寄与することを目的として制定するものです。

また、これに伴い、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例についても、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第 4 6 号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、妊娠・出産の申出時や子が 3 歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等についての規定が新設されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第47号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、育児時間の取得形態の多様化に伴う育児時間の請求方法の拡充及び承認方法についての規定が新設されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第48号、竜王町特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第49号、竜王町特別職の職員で常勤のものものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第50号、竜王町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過去の当該条例改正における改正漏れが判明したことから、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第51号、竜王町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第52号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人町民税の所得割の納税義務者に係る所得控除に特定親族特別控除の追加等の改正が必要となったため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第53号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例につきましては、放課後健全育成事業について、従来から業務委託により運営してきたところ、施設の管理および法人の自主事業の取組によるサービス向上を図ることから指定管理者制度を導入するため、条例を全部改正するものです。

次に、議第54号、竜王町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農地利用最適化推進委員等による最適化活動の推進等の結果、農地の集約化等が進み、推進委員を委嘱しないことができる基準を満たすこととなったことから、次期改選において農地

利用最適化推進委員を廃止し、廃止に伴う農業委員の定数変更を行うため、条例の一部を改正するものです。また、これに伴い、竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例についても、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第55号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が122億9,955万3,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ7,664万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億7,619万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、歳出につきましては、福祉ステーション改修工事の追加費用及び鏡地先のため池廃池整備工事に係る費用を増額するものでございます。

歳入につきましては、令和7年度普通交付税額の決定に伴い、当初予算額との差額を増額するものでございます。また、須惠及び西川地先の町有地売却による収入分を追加するとともに、本補正予算における歳入と歳出の差額に係る余剰分について、財政調整基金への積戻しを行うものでございます。

繰越明許費につきましては、福祉ステーション改修工事の竣工が令和8年6月頃の予定であることから、所要の経費を次年度に繰り越すため計上するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、広報りゅうおう印刷製本業務、住民健診業務、バイオ液肥家庭菜園栽培実証業務、竜王町立園学校健康診断業務について、令和8年度に業務を円滑に進めるため追加するものでございます。

地方債補正につきましては、福祉ステーション改修工事の増額に係る地方債の増額分を計上するものでございます。

議第56号、令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、当初予算の歳入歳出予算額12億1,580万円に歳入歳出それぞれ2,596万8,000円を追加し、予算総額12億4,176万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、令和8年度創設予定の子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費の増額、並びに令和6年度保険給付費交付金の実績確定に伴う過年度分の差額返還に係る償還金の増額でございます。

歳入につきましては、当該システム改修費用に対する国庫支出金の増額並びに

過年度分の差額返還の財源として、普通交付金余剰金や国保特別会計施設勘定からの繰入金を追加するものでございます。

債務負担行為につきましては、特定健診診査業務等について、今年度中に次年度の事業実施の手続を進められるよう、所要の追加を行うものでございます。

議第57号、令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、当初予算の歳入歳出予算額6,100万円に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、予算総額6,123万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、令和6年度歯科保健事業の実績確定に伴う過年度分差額返還に充てるため、国保特別会計事業勘定への繰出金を増額するものでございます。

歳入につきましては、過年度分差額返還の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

議第58号、令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、当初予算の歳入歳出予算額9億9,240万円に歳入歳出それぞれ589万円を追加し、予算総額9億9,829万円とするものでございます。

歳出につきましては、介護予防住宅改修費等の需要増に伴う介護給付費等の増額、並びに介護給付費負担金の実績確定に伴う過年度分差額返還に係る償還金を追加するものでございます。

歳入につきましては、介護給付費の増額に伴う国・県等負担分の増額並びに過年度分差額返還の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

議第59号、令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、当初予算の歳入歳出予算額1億6,800万円に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出1億6,932万円とするものでございます。

歳出につきましては、令和8年度創設予定の子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修の委託料を増額するものでございます。

歳入につきましては、当該システム改修費用に対する国庫支出金を追加するものでございます。

○議長（小西久次） 町田総務課長。

○総務課長（町田啓司） ただいま、町長から議第55号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料25ページの令和

7年度9月補正予算概要により説明させていただきます。

予算額100万円以上のものについて、歳出補正予算から説明いたします。

事項別明細書につきましては、7ページからとなります。

弁護士相談手数料100万円につきましては、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附の受入額向上と、新たな地場産品の創出等を目指して生産拡大等を促すため、「竜王町地場産品創出支援事業」に取り組むに当たり、関係法令等に関する専門的助言を受けるため、また、公有財産売買契約書のリーガルチェック等に要する費用を増額するものでございます。

次に、出納管理用備品646万円につきましては、町税等の納付書記載内容を読み取り、各業務システムにデータを移入する装置について、現行機器の使用期限満了に伴うリプレース費用でございます。

次に、町税過年度過納還付金450万円につきましては、過年度申告等による税額更正に伴う還付見込額の増額でございます。

次に、障がい者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料154万4,000円につきましては、令和7年10月施行予定の障がい者自立支援給付就労選択支援創設に対応するシステム改修費用でございます。

次に、福祉ステーション改修工事2,301万8,000円につきましては、外周壁断熱材や屋根塗装・防水工事の追加、物価高騰による単価上昇等による増額でございます。

次に、医療的ケア児保育支援事業委託料154万9,000円につきましては、保育園に通う園児の医療的ケアの回数が増えたことに伴う委託料の増額でございます。

次に、バイオマスボイラー給湯設備等工事125万3,000円につきましては、栽培実証作物のメロンについて当初、循環扇等による温風によりハウス内の保温を想定していましたが、温水保温による栽培が有効と判明したため、備品購入費を減額し、温水循環設備工事の費用を増額するものでございます。

次に、ため池廃池等整備工事1,100万円につきましては、鏡地先の古宮池の廃池工事に係る下流域水路の改修工事費用でございます。

次に、小学校修繕費126万2,000円につきましては、竜王小学校及び竜王西小学校における公用車修理及び漏水箇所等の修繕費用でございます。

次に、竜王中学校トイレ改修工事实施設計業務委託料407万円につきましては、老朽化したトイレ改修のための実施設計費用でございます。

次に、図書館システム機器購入1,060万円につきましては、令和8年2月に予定しております図書館システムのリプレースに伴い、当初予算においては、システム保守料及びクラウド利用料について、令和8年2月から3月までの2か月分を予算計上していたところ、デジタル田園都市国家構想交付金（いわゆるデジ田交付金で、現在は、新しい地方経済・生活環境創生交付金と呼称）におきまして、令和9年度末までのシステム保守料及びクラウド利用料を含めた交付決定がなされたことから、既決予算のシステム保守料等を減額し、リプレース後の利用期間となる5年間の保守料等見合い分を備品購入費に増額するものでございます。

次に、学校給食センター事業方式等検討業務委託料800万円につきましては、学校給食センターの建て替えに際し、今後の運用コスト等も踏まえた整備手法や事業方式について検討するためのコンサル費用でございます。

続きまして、歳入補正予算でございます。

事項別明細書については、4ページからとなります。

こちらにつきましても、予算額100万円以上のものについて説明いたします。

普通交付税3億1,382万8,000円につきましては、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったことによる増額でございます。法人町民税法人税割の減少等の影響から基準財政収入額が大きく下回る結果となったことから、昨年度の当初交付分と比較して約4億円の増額となっております。

次に、国庫支出金について、障害者総合支援事業費補助金125万6,000円につきましては、令和7年10月施行の「障がい者自立支援給付・就労選択支援」創設に伴うシステム改修に要する費用でございます。

なお、予算概要資料には記載しておりませんが、事項別明細書4ページにおいて、障害者自立支援給付費負担金48万4,000円を減額しております。この減額は、6月補正予算で同額を国庫支出金（負担金）として計上しておりましたが、歳入科目の項において、国庫負担金ではなく国庫補助金が正しい科目となるため、今回の補正により当該負担金を減額し、その分を国庫補助金に組み替えたものでございます。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金883万8,000円につきましては、図書館システムのリプレース費用に対する交付決定があったことから、増額するものでございます。

次に、県支出金について、保育対策総合支援事業費補助金173万9,000

円につきましては、医療的ケア児保育支援事業委託料に対する国及び県の補助金でございます。

なお、予算概要資料には記載しておりませんが、事項別明細書4ページにおいて、保育対策事業費補助金を57万7,000円減額しております。この減額は、当初予算において、医療的ケアに係る費用の補助金を国費と県費でそれぞれ歳入計上しておりましたが、国費分は県費と併せて県から補助されるため、今回の補正により国費を減額し、その分を県費に増額する組替えを行うものでございます。

次に、農地防災事業補助金1,100万円につきましては、竜王町大字鏡地先のため池廃池等整備工事費用に係る県補助分でございます。

続きまして、土地売払収入5,500万円につきましては、竜王町大字須惠及び西川地先の町有地売却に伴う収入分でございます。

次に、財政調整基金繰入金3億3,595万3,000円の減額につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源所要額について、普通交付税や土地売払収入の増により、基金へ積み戻すものでございます。

次に、児童福祉施設整備事業債2,070万円につきましては、福祉ステーション改修費用の増額に伴う増額でございます。

続きまして、繰越明許費でございます。

歳出において説明いたしました福祉ステーション改修工事について、竣工が令和8年6月頃を予定していることから、庁内ネットワーク再構築整備業務、改修工事費、運搬業務費、備品購入費について、次年度に繰り越すため計上するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正（追加）でございます。

バイオ液肥家庭菜園栽培実証業務につきましては、耕・畜・工連携によるバイオマス資源循環事業を広く住民に周知し御理解をいただくとともに、バイオ液肥の通年利用を促進することを目的として、令和7年度から令和8年度までの2年をかけ、バイオ液肥を用いた家庭菜園向け栽培マニュアルを作成するため追加するものでございます。

なお、令和7年度分につきましては、9月補正予算において16万7,000円を計上しております。

その他の業務につきましては、令和8年度の年度当初からの実施が求められるものであり、令和7年度中に契約等の事務処理を行う必要があることから、追加するものでございます。

続きまして、地方債補正でございます。

歳入で説明いたしました福祉ステーション改修工事について、工事費の増額に伴い、町債についても増額するものでございます。

以上、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の内容説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第18 議第60号 令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議第61号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議第62号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議第63号 令和6年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議第64号 令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議第65号 令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議第66号 令和6年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小西久次） 次に、日程第18 議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24 議第66号、令和6年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第60号から議第66号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第62号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第63号、令和6年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号、令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び議第66号、令和6年度竜王町土地取得特別

会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第60号から議第66号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 寺本会計管理者。

**○会計管理者（寺本育美）** ただいま、町長から提案理由の説明がありました議第60号から議第66号までの各議案につきましては、令和6年度の一般会計及び各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条、並びに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして御説明申し上げます。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心に御説明申し上げます。

まず初めに、議第60号、令和6年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

一般会計の決算額は、歳入総額が112億1,730万3,077円、歳出総額が107億2,028万282円となり、歳入、歳出とも記録が残る中では過去最高額となりました。

歳入歳出差引額は4億9,702万2,795円となり、このうち、令和7年度に繰り越した事業に要する財源1億4,540万4,000円を差し引きますと、実質収支額は3億5,161万8,795円の黒字となります。ここから、令和5年度の実質収支額1億4,069万6,456円を差し引きますと、単年度収支額は2億1,092万2,339円の黒字となります。

さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金71万7,586円を加え、財政調整基金取崩額4億7,205万5,000円を減じた実質単年度収支額は、2億6,041万5,075円の赤字となりました。

令和6年度の決算では、中心核整備に係る交流・文教ゾーンの敷地造成及び道路工事、竜王小学校建設工事、総合庁舎1階改修工事など将来への投資的な支出が膨らみ、さらには、物価高騰や人件費の増加により経常的経費も増加しましたが、地方交付税が予算額に対して多く収入する結果となったこと、未来につなぐ

ふるさと交産寄附金の令和6年度寄附分の一部を年度内に繰り入れたことなどから、財政調整基金の取崩しも当初予算の半分程度となり、実質単年度収支の赤字は前年度に比べ縮小する結果となりました。

次に、決算報告書の152ページからを御覧いただきたいと思います。

令和6年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別並びに性質別決算状況等について、157ページまでにわたり記載しています。金額については、千円単位でございます。

まず、152ページの歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が59.5%、依存財源が40.5%となり、自主財源の割合は依存財源を上回っていますが、前年度と比較しますと4.1ポイントの減となっております。歳入総額では、前年度に比べて27億9,307万1,000円の増となり、率にして33.2%の増となりました。

前年度と比較して大きく変動のあった科目や特色のあるものについて、その要因等を見てみますと、まず、自主財源でございますが、町税につきましては32億2,429万8,000円となり、前年度と比較して2億9,377万9,000円、率にして8.4%の減となりました。これは、前年度と比較しますと、個人の町民税において、定額減税の実施により約5,000万円減収したことに加え、町内大手自動車製造会社において稼働停止期間があったことなどから、法人の町民税が約2億8,000万円減収したことによるものです。

次に、寄附金につきましては15億1,490万7,000円となり、前年度と比較して9億6,555万4,000円、率にして175.8%の大幅な増となりました。

寄附金の内訳としましては、未来につなぐふるさと交産寄附金が前年度と比較して3倍以上となり約15億1,000万円、また、前年度から新たに組みました企業版ふるさと納税寄附金が2件で530万円、一般寄附金が約400万円でございます。

次に、繰入金につきましては14億5,122万円となり、前年度と比較して9億5,676万3,000円、率にして193.5%の大幅な増となりました。このうち、基金からの繰入金としましては、財政調整基金から約4億7,000万円、減債基金から1億円、教育厚生施設等整備基金から500万円、公共施設維持管理基金から4,450万円、未来につなぐふるさと交産基金から約8億3,000万円を繰り入れたものでございます。

次に、依存財源でございますが、地方特例交付金が6,335万5,000円、前年度と比較して5,360万1,000円、率にして549.5%の大幅な増となりました。これは、令和6年度においては、個人住民税における定額減税の実施に伴う減収を補填するため、定額減税見込額を基礎として算定された分が追加となったことによるものです。

地方交付税につきましては2億1,121万5,000円となり、前年度と比較して2,394万円、率にして10.2%の減となりました。このうち、普通交付税は9,753万6,000円で、前年度に引き続き交付となったものです。

特別交付税につきましては1億1,367万9,000円であり、前年度と比較して642万7,000円の増となりました。

次に、国庫支出金につきましては12億3,111万9,000円となり、前年度と比較して4億986万円、率にして49.9%の増となりました。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金等が前年度と比較して減少したものの、新たに、竜王小学校建設に係る学校施設環境改善交付金約1億3,000万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約2億円などの交付があったことによるものです。

次に、県支出金につきましては6億5,285万6,000円となり、前年度と比較して8,482万7,000円、率にして14.9%の増となりました。これは、国スポ競技施設整備費補助金約7,000万円の交付があったことなどによるものです。

最後に、町債につきましては18億1,109万2,000円となり、前年度と比較して9億667万9,000円、率にして100.3%の大幅な増となりました。主な借入れとしましては、交流・文教ゾーンの敷地造成及び道路工事、竜王小学校建築工事、運動公園施設整備に係る借入れ、また、減収補填債の借入れでございます。

次に、歳出につきまして、154ページから説明をさせていただきます。

歳出総額は、前年度と比較して26億1,629万9,000円の増となり、率にして32.3%の増となりました。

歳出の構成比を目的別に見てみますと、主なものでは、構成比の大きい順に、総務費が29.7%、民生費が17.7%、諸支出金が14.3%、教育費が13.6%、土木費が8.7%、衛生費が4.6%でございます。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては31億9,047万2,000円となり、前年度と比較して9億7,643万4,000円、率にして44.1%の増となっておりますが、これは、定額減税の実施に伴う調整給付金の給付による約9,000万円、中心核整備事業の進展による約1億7,000万円、寄附の増加に伴うふるさと納税業務委託料約4億1,000万円の増加等によるものです。

次に、土木費につきましては9億3,302万3,000円となり、前年度と比較して2億6,328万8,000円、率にして39.3%の増となりました。これは、橋梁点検業務委託料約4,000万円、運動公園指定管理料約5,000万円、総合運動公園施設整備（改修）工事約1億4,000万円の増加等によるものです。

次に、教育費につきましては14億5,403万9,000円となり、前年度と比較して5億6,949万円、率にして64.4%の大幅な増となりましたが、これは、竜王小学校建設工事の着工に伴う前払金約5億円、国民スポーツ大会開催に伴う競技施設設営等業務委託料約7,000万円の増加等によるものです。

最後に、諸支出金につきましては15億2,917万3,000円となり、前年度と比較して9億6,567万4,000円、率にして171.4%の大幅な増となりました。これは、未来につなぐふるさと交産基金積立金約10億3,000万円の増加等によるものです。

次に、156ページの性質別の構成比で見ますと、義務的経費では、人件費が15.3%、扶助費が10.7%、公債費が3.5%、投資的経費では、普通建設事業費が19.6%となり、その他の経費については、構成比の大きいものでは、物件費が19.1%、補助費等が13.1%、積立金が14.3%となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて御説明申し上げます。

義務的経費のうち、人件費につきましては16億4,285万円となり、前年度と比較して1億4,149万6,000円、率にして9.4%の増となりました。これは、給与改定に伴う一般職、会計年度任用職員の給与等の増及び会計年度任用職員へ勤勉手当が支給されるようになったことによるものです。

また、扶助費につきましては11億5,127万円となり、前年度と比較して1億3,727万円、率にして13.5%の増となりました。これは、調整給付金事業約9,000万円、自立支援給付費約3,000万円の増加等によるものです。

次に、投資的経費は全額が普通建設事業費であり、20億9,949万1,000円、前年度と比較して5億9,101万4,000円、率にして39.2%の増となりました。

令和6年度の普通建設事業については、決算報告書の3ページに記載のとおりですが、事業別で申し上げますと、主なものとして、総合庁舎維持修繕事業約2億4,000万円、道路橋梁整備事業約1億7,000万円、運動公園管理運営事業約2億2,000万円、竜王小学校建設事業約5億円、中心核整備事業約9億円等でございます。

次に、その他の経費のうち、物件費につきましては20億4,620万2,000円、前年度と比較して6億3,854万1,000円、率にして45.4%の増となりました。これは、ふるさと納税業務委託料の増約4億1,000万円、ふるさと納税推進費に係る手数料の増約1億円の増加等によるものです。

最後に、積立金につきましては15億2,914万5,000円、前年度と比較して9億6,567万円、率にして171.4%の大幅な増となりました。主なものとしましては、減債基金に約1,800万円、未来につなぐふるさと交産基金に約15億1,000万円を積み立ていたしました。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の3ページから9ページまでに、款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

歳出につきましては、決算報告書の10ページから151ページまでにわたり、各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を併せて列記しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。説明は省略させていただきます。

また、決算書の149ページから152ページまでには、公有財産の土地及び建物の令和6年度中の増減並びに年度末現在高を、153ページには山林、物権、出資による権利の状況を、さらに、154ページ及び155ページには50万円以上の重要物品を、156ページから158ページまでには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、「土地開発基金」及び「用品等調達基金」のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せて御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、令和6年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第61号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の158ページを御覧いただきたいと思います。

令和6年度における、竜王町国民健康保険の被保険者数については平均1,976人で、前年度と比較して133人、率にして6.3%の減少となりました。被保険者数は年々減少傾向にあります。これは、令和4年から団塊の世代が順次75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。竜王町の居住者全体から見た竜王町国民健康保険への加入割合では、世帯数は27.7%、被保険者数は17.5%となっています。

国保の加入世帯数及び被保険者数等の詳細につきましては、決算報告書の158ページに記載のとおりでございます。

決算収支の状況は、159ページでございます。

歳入総額が10億6,416万8,274円、歳出総額が10億4,934万8,247円で、歳入歳出差引額は1,482万27円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、決算書163ページ、款5の国民健康保険税が1億9,084万9,650円、164ページ、款25の県支出金が7億3,836万341円、165ページ、款40の繰入金金が1億1,155万2,124円で一般会計、施設勘定、基金からの繰入金でございます。

次に、歳出の主なものとしたしましては、170ページ、款10の保険給付費が7億892万6,337円、172ページ、款17の国民健康保険事業費納付金が2億8,806万4,490円、国保の財政運営主体である県への納付金です。

次に、同じく172ページ、款25の保健事業費が1,906万6,996円で、特定健康診査の実施に伴う委託料や人間ドック検診の補助金などがございます。

決算書177ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第62号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）

歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は166ページからでございます。

まず、医科における決算収支でございますが、歳入総額が277万7,847円、歳出総額も同額の277万7,847円で、歳入歳出差引額は0円となりました。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入といたしましては、決算書183ページ、款20の財産収入が64万7,794円で、調剤薬局への町有財産貸付料です。また、款25の繰入金が213万53円で、財源不足に対する一般会計からの繰入れでございます。

歳出といたしましては、184ページ、款5総務費が38万3,452円、款20公債費が239万4,395円で、令和2年度及び令和3年度に発行しました診療所整備に係る町債の償還金です。

以上が医科の内容でございます。

次に、決算報告書167ページ、歯科における決算収支について御説明申し上げます。

歳入総額が5,853万3,985円、歳出総額が5,475万3,710円で、歳入歳出差引額は378万275円となりまして、実質収支額も同額となっております。

受診状況は、決算報告書169ページでございますが、年間受診件数は4,279件、年間外来者数は6,308人で、いずれも前年度に比べ増加しました。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書186ページ、款5の診療収入が4,774万1,481円で、前年度と比較して5.7%増加しました。

187ページ、款25の繰入金445万6,344円で、事業勘定、一般会計及び基金からの繰入金です。また、款30繰越金が396万9,510円でございます。

歳出の主なものは、決算書189ページ、款5の総務費が4,261万7,059円で、人件費及び施設の維持管理費等でございます。

また、191ページ、款10の医業費は1,206万4,555円で、診療に必要な医療用機械器具や資材の購入費等でございます。

決算書の194ページから196ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第63号、令和6年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は172ページからでございます。

令和6年度の学校給食については、小中学校及びこども園に対し、日々約1,130食を調理提供してまいりました。また、令和6年度から、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、小中学校の給食費を無償化しました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,138万1,382円、歳出総額が6,113万5,927円で、歳入歳出差引額は24万5,455円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入でございますが、決算書は200ページでございます。

歳入の主なものとしたしましては、款5の給食費負担金が913万3,044円でございます。また、201ページ、款40繰入金は5,197万9,000円で、このうち4,389万7,000円は、学校給食費無償化に伴い一般会計から繰入れを行ったものです。

歳出につきましては202ページ、款5の給食事業費が6,113万5,927円で、給食資材費でございます。

以上、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第64号、令和6年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は175ページからでございます。

介護保険の第1号被保険者数は年々増加しており、令和6年度賦課時点では、前年度と比較して28人増の3,460人で、うち後期高齢者数は1,807人となりました。また、要介護・要支援認定者数は、年度末現在で575人となりました。

決算収支の状況は176ページでございますが、歳入総額が9億8,639万479円、歳出総額が9億8,095万990円で、歳入歳出差引額は543万9,489円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書208ページ、款5の保険料が2億6,267万2,208円、款15の国庫支出金が1億7,719万6,216円、209ページ、款20の支払基金交付金が2億5,628万6,200円、210ページ、款25の県支出金が1億3,009万2,222円、211ページ、款35の繰入金で1億3,268万6,598円でございます。

歳出の主なものといたしましては、決算書215ページ、款10の保険給付費が9億2,353万819円でございます。また、219ページ、款11の地域支援事業費は2,482万8,006円でございます。これは、地域包括支援センターの業務による介護予防事業に要した費用でございます。

続いて223ページ、款30諸支出金は2,099万8,758円で、その大部分については、前年度に交付があった国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの交付金等の精算返還金です。

詳細につきましては、決算報告書の175ページから一般状況を、また、176ページ以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。また、決算書の226ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第65号、令和6年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は192ページからでございます。

後期高齢者医療制度における被保険者数は年々増加傾向にあり、令和6年度末時点では1,830人で、前年度に比べ88人、率にして5.1%の増となりました。

保険料の賦課決定については、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては保険料徴収を行っておりますが、現年度分の収納率は99.85%でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億6,821万8,348円、歳出総額が1億6,707万5,876円で、歳入歳出差引額は114万2,472円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書230ページ、款5の後期高齢者保険料が1億3,

719万2,519円、款20の繰入金は3,032万9,040円で、のうち2,876万7,216円は、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出の主なものは、決算書232ページ、款5の総務費が158万6,624円で、資格確認書等の交付に伴う事務費でございます。また、款10の後期高齢者医療広域連合納付金が1億6,541万5,958円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第66号、令和6年度竜王町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は196ページからでございます。

令和元年8月に株式会社ワコールと締結した不動産売買契約に基づき、令和6年10月に、約28,000平米の土地を取得しました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が3億4,557万8,420円、歳出総額も同額の3億4,557万8,420円で、歳入歳出差引額は0円となりました。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入は、決算書238ページ、款10の繰入金が7万8,420円で、一般会計からの繰入金でございます。また、款25の町債が3億4,550万円で、公共用地先行取得等事業債でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は239ページでございます。

款5の土地取得事業費が3億4,557万8,420円で、用地の取得費でございます。

決算書の241ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上、土地取得特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

これをもちまして、議第60号から議第66号までの各議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。

**○議長（小西久次）** それではここで、決算審査報告をお願いいたします。

松浦代表監査委員。

○代表監査委員（松浦 博） 令和6年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況の審査の結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和6年度の竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況について、審査を実施しました。

審査に当たり、諸帳簿の照合、係数の確認並びに各会計の予算執行状況について、慎重に審査を行いました。

その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

決算内容については、大きな不用額のある項目も見られましたが、ほぼ適正に運営されているものと見受けました。今後は、物価高騰期で厳しい環境の中、各部署における経費節減に向けた創意工夫による具体的な成果につなげることを期待します。

一般会計は、歳入総額112億1,730万3,000円、前年度比27億9,307万1,000円、33.2%増、歳出総額107億28万円、前年度比2億6,163万円、32.3%増でした。歳入歳出差引額は4億9,702万3,000円、単年度収支額は2億1,092万2,000円の黒字決算となりました。

特別会計は、6会計合計で収入総額26億8,704万7,000円、前年度比2億6,709万8,000円、111.0%増、歳出総額は26億6,162万1,000円、前年度比2億7,586万2,000円、111.6%増でした。歳入歳出差引額の合計額は2,542万6,000円となり、前年度比876万4,000円の減少となりました。

財政状況は、一般会計の財政力指数が0.970となり、令和6年度も普通交付税の交付団体となりました。経常収支比率は前年度より3.0ポイント下がり、85.0%となり、財政の硬直化が緩やかになりました。この主な要因は、給与引上げによる人件費の増加や法人町民税が減少しているものの、未来につなぐふるさと交産寄附金が大幅に伸びたことが大きく影響しています。

本町においては、経常一般財源における町税の年度間の変動額が大きいことから、町税の収入の動向によっては指標が大きく悪化することも考えられます。よ

り安定的な増収に向けた新規企業用地の確保と優良企業の招致事業にも期待しています。なお、ふるさと納税のさらなる増額に向け、クラウドファンディング等新たな施策の研究・推進も図られたい。

経常経費で義務的経費の構成比は減少しているものの、人件費、扶助費はともに決算額が増加しています。一方、投資的経費、その他経費の比率は、普通建設事業費や物件費の構成比、決算額がともに増加していることから、本町の事業規模の拡大が急速に表れており、その対応に職員と会計年度任用職員の適正なバランスと、専門職や専門資格取得職員の確保が求められています。併せて、熟練職員の人材育成、確保に努力されたい。

実質公債費比率は3.7%と0.8ポイント低くなったものの、一般会計、直診会計、水道事業会計、下水道事業会計、土地取得特別会計の町債残高総合計は119億6,555万円と、依然として多額な状況であります。ついては、次年度以降も、中心核整備事業に伴う資金手当について町債増額が予測されることから、経常経費の抑制と町税をはじめとする、経常一般財源の安定化・拡充化の下での戦略的な財政運営が期待されます。

このことから、町政始まって以来の巨額予算が計上されたことから、より町民の理解と協力が不可欠であります。見える化推進は有効であり、町民への理解を深めるための丁寧な説明と全職員に対しても意思統一を図る上での見える化推進により、全役職員が一丸となって、住民対応が地域力の向上につながることを期待します。

収入未済状況を見ますと、町税において今年度は減少に転じました。初期対応や面談記録管理の徹底に努められ、今後は収納率の向上を図られるよう期待します。

職場の整理整頓については、庁舎改修に相まって成果は顕著に表れてきました。窓口での来庁者のプライバシーを遵守した窓口対応も踏まえて、初期目標の住民サービス向上や事務処理の効率化に努めるとともに、働きやすい明るい職場づくりを期待します。

以上、住民福祉の向上に努められることを期待して、審査の意見とします。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時35分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議第67号 令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について

日程第26 議第68号 令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定について

○議長（小西久次） 次に、日程第25 議第67号、令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について及び日程第26 議第68号、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第67号及び議第68号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第67号、令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第68号、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定についてにつきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第67号及び議第68号について提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 越智上下水道課長。

○上下水道課長（越智裕彰） ただいま、町長から提案理由を申し上げます。議第67号、令和6年度竜王町水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和6年度竜王町水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が3億8,838万9,753円で、このうち仮受消費税は2,704万165円でございます。

支出でございますが、水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして、決算額が3億2,692万5,397円で、このうち仮払消費税は1,929万3,751円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては企業債、補助金及び他会計負担金を合わせまして、決算額が5億518万6,200円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が6億1,440万2,019円で、このうち仮払消費税は5,181万1,049円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億921万5,819円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は2,369万4,797円の損失となりましたが、営業外収支が3,587万5,742円の利益となりましたので、経常利益として1,218万945円でございます。さらに、特別利益が27万1,480円、当年度純利益は1,245万2,425円、これに前年度繰越利益剰余金2,469万2,432円、その他の未処分利益剰余金変動額449万7,280円を加え、当年度未処分利益剰余金は4,164万2,137円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。当年度未処分利益剰余金4,164万2,137円を、資本金へ449万7,280円組入れをするとともに、減債積立金に650万円、建設改良積立金へ650万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は2,414万4,857円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。

固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は41億295万9,863円となるものでございます。

次に、9ページに移りまして、負債の部でございます。

固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は31億6,463万6,664円となるものでございます。

次に、10ページに移りまして、資本の部でございます。

資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は9億3,832万3,199円、したがって、負債資本合計は41億295万9,863円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として注記表及び附属書

類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和6年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議第68号、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和6年度竜王町下水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益及び営業外収益を合わせまして、決算額が4億8,568万293円で、このうち仮受消費税は1,706万8,988円でございます。

支出でございますが、下水道事業費用といたしましては、営業費用及び営業外費用を合わせまして、決算額が4億7,894万6,515円で、このうち仮払消費税は1,041万1,481円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、他会計出資金から補助金までを合わせまして、決算額が2億4,927万3,900円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が4億1,546万1,761円で、このうち仮払消費税は1,413万1,136円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,618万7,861円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は2億6,029万1,912円の損失となり、営業外収支が2億5,898万4,817円の利益となりましたので、経常損失は130万7,095円でございます。当年度純損失130万7,095円、これに前年度繰越利益剰余金2,644万7,814円を加え、当年度未処分利益剰余金は2,514万719円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金2,514万719円のうち、減債積立金に500万円、建設改良積立金に500万円を積み立てさせていただくものでございます。

積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は1,514万719円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。

固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は81億7,592万9,896円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。

9ページに移りまして、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は74億2,157万5,574円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。

資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は7億5,435万4,322円、したがって、負債資本合計は81億7,592万9,896円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和6年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく御願いいたします。

**○議長（小西久次）** それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

松浦代表監査委員。

**○代表監査委員（松浦 博）** 令和6年度竜王町水道事業会計決算の審査結果について、御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和6年度竜王町水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び係数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

令和6年度の営業収益は2億7,074万6,440円、営業費用は2億9,444万1,237円となり、2,369万4,797円の営業損失となりました。なお、営業外収益は4,924万9,117円、営業外費用は1,337万3,375円、経常利益は1,218万945円となり、特別利益を加えた当年

度純利益は1,245万2,425円となり、前年度比2,712万3,479円の減となりました。

この主な要因について、令和6年度の収益は微増したものの、源水及び浄水費以外の費用が総じて増加しており、当年度純利益が小さくなったものだと思います。

一方、職員1人当たりの有収水量、営業収益並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。引き続き、未収金の減少をはじめ、生産性の向上を大いに期待します。

経営費用から経営収支比率が104.04%で、経営の健全化を示す100%を上回っているものの、昨年度比9.91%減と大きく減少したことや、水道料金水準の妥当性を示す料金回収率が92.15%で100%を割り込んだことは、将来の水道料金に影響するのか、営業費用の抑制により改善が図られるのか、また、管路更新計画も併せて検証を行い、将来も安定した健全経営に努めてください。

今年度の主な工事は、山中配水池防水工事4億1,049万3,600円、綾戸地先基幹管路敷設替え（その2）工事1億5,785万8,800円等でありました。

一方、該当工事等には多額の費用を要するわけですが、企業債残高は16億3,750万7,455円、令和6年度末時点であり、昨年度比4億2,975万9,061円増加しました。ついては、この企業債残高にも十分留意しながら実施されることを期待します。

安全安定的な水道水の供給は、直接町民の命に関わるインフラであり、町民に現況等を分かりやすく周知の上、事業推進されるよう期待します。

最後に、水道事業の健全経営に努められることと広域連携の推進に向けた研究を進められていることにも期待し、審査の意見とします。

令和6年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について、御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和6年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び係数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として、効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

当年度の営業収益は1億7,094万4,870円、営業費用は4億3,123万6,782円で、2億6,029万1,912円の営業損失となりました。また、営業外収益は2億9,791万2,414円、営業外費用は3,892万7,597円で、経常損失は130万7,095円となり、当年度純損失は130万7,095円となりました。

なお、別表2、比較損益計算書から鑑みると、当年度中における他会計からの補助金は1億4,200万2,000円であり、本補助金及び長期前受金戻入等を含む営業外収益が営業損失を賄い切れず、経常損益を計上しています。特に今年度末の企業債残高は29億8,704万2,682円で、平成25年度末比は大幅に減少しておりますが、いまだに多額であります。健全経営に向け、長期的な計画の下に事業推進されることを期待します。

当年度の主な工事として、山中工区公共下水道接続工事6,026万9,000円及び殿村工区公共下水道接続工事4,795万2,300円でありました。管渠や設備機器の更新修理をより計画的に行うため、資産台帳と修理履歴を総合的に管理し、効率的な予算計画となるよう改善されたい。

第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、配水管距離等を例示しましたが、各種指標等を用いて事業経営状況の明確化や透明性の向上を図り、今後とも効率的な業務活動に努められたい。

平成30年度に表面化した農村下水道使用料徴収問題については、地方自治法上時効となり、地方自治法第236条等により不納欠損処理をされたが、今後は適正な事務処理の履行により不納欠損に至る未収金を極力発生しない管理運営に努め、適正な事務の執行により町民、利用者への信頼回復に努められたい。

最後に、安定的な下水道事業の継続に向け、広域連携の推進に向けた研究を進めていることにも期待し、審査の意見とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第27 報第5号 令和6年度竜王町健全化判断比率について**

**日程第28 報第6号 令和6年度竜王町資金不足比率について**

○議長（小西久次） 次に、日程第27 報第5号及び日程第28 報第6号の2報告について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、報第5号及び報第6号につきまして報告いたします。

報第5号、令和6年度竜王町健全化判断比率について及び報第6号、令和6年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

令和6年度竜王町健全化判断比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%であるのに対し、3.7%となりました。

将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%であるのに対し、29.1%となりました。

続いて、令和6年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、水道事業、下水道事業いずれの会計についても資金不足額はございませんでした。

以上、報第5号及び報第6号につきまして提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 続きまして、審査報告をお願いいたします。

松浦代表監査委員。

**○代表監査委員（松浦 博）** 令和6年度竜王町健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日

令和7年8月5日

3、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率については、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は3.7%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状況にあると認められます。

④将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は29.1%であり、早期健全化基準の350.0%と比較するとそれを下回り、良好な状況にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

令和6年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日

令和7年8月5日

3、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額はなく、引き続き良好な状態にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

**○議長(小西久次)** この際、日程第27 報第5号、令和6年度竜王町健全化判断比率について及び日程第28 報第6号、令和6年度竜王町資金不足比率につ

いての2報告について、質疑がありましたらこれを認めることにいたします。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第27  
報第5号及び日程第28 報第6号の2報告について、報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小西久次） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後3時06分